

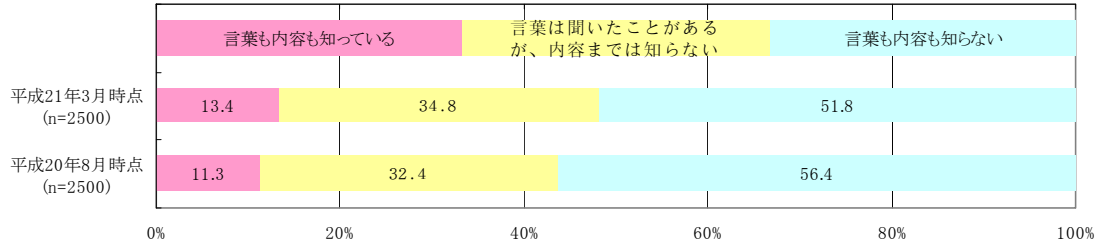
1. 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度について

○「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」について、「言葉も内容も知っている」と回答した人は、13.4%（平成20年8月時点は11.3%）

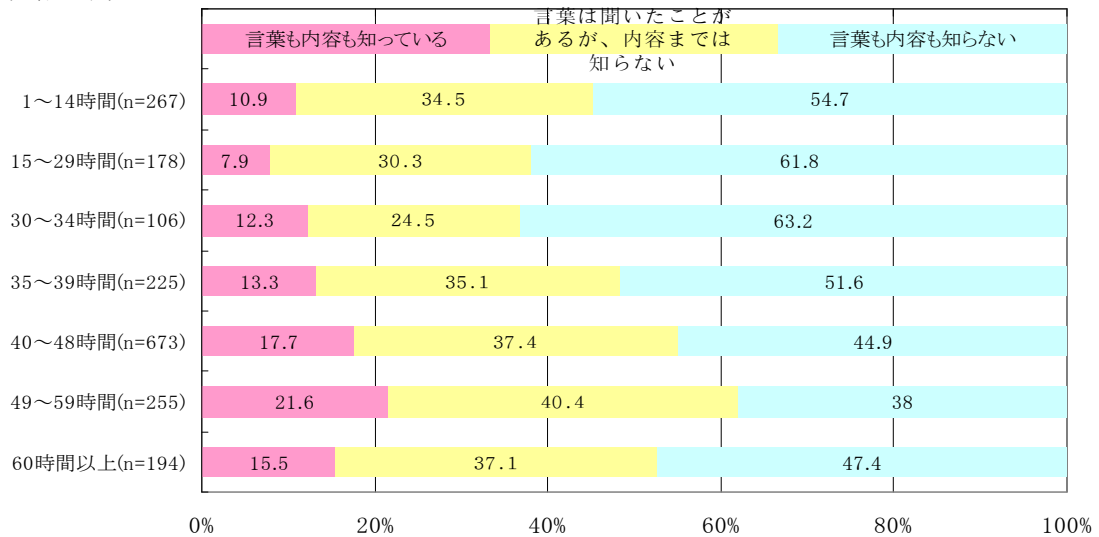
（参考）平成20年6月実施の世論調査（政府広報室）では9.8%。

○週労働時間の長い人や勤務先の企業規模の大きい人の方が、「言葉も内容も知っている」割合が概ね高くなっている。

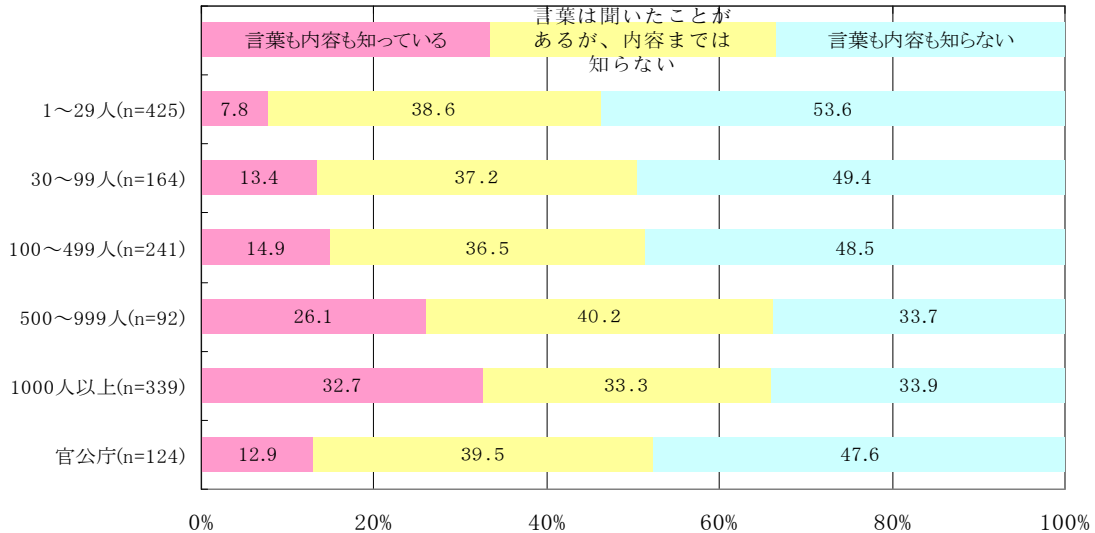
①全体（前回調査（平成20年8月時点）との比較）



②労働時間別



③勤務先企業規模別



（出典）内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と顧客ニーズに関する意識調査」

2. 数値目標設定指標の動向

○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及びその「行動指針」策定時に比べ、14 項目のうち、改善した数値目標は 10 項目、悪化したものは 1 項目、数値を更新できないものは 3 項目。

○現時点で、2012(平成 24)年の中間目標に達している項目は、60～64 歳の就業率。2017(平成 29)年の最終目標に達している項目は、女性の育児休業取得率。

○年次有給休暇取得率や男性の育児休業取得率の指標については、改善のテンポが緩慢で、目標年度での数値目標達成に向けて一層の努力が必要。

	数値目標設定指標	行動指針策定時 (2007 年)	現状	5 年後 (2012 年)	10 年後 (2017 年)	
I 就労による経済的自立が可能な社会	① 就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	25～34 歳男性	90.3%(2006)	90.6%(2008)	93～94%	93～94%
		25～44 歳女性	64.9%(2006)	65.8%(2008)	67～70%	69～72%
		60～64 歳男女計	52.6%(2006)	57.2%(2008)	56～57%	60～61%
65～69 歳男女計		34.6%(2006)	36.2%(2008)	37%	38～39%	
	② 時間当たり労働生産性の伸び率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.6% (1996～2005 年度の 10 年間平均)	-0.5% (2008 年度)	2.4%(5 割増) (2011 年度)	-	
	③ フリーターの数	187 万人(2006) (平成 15 年にピークの 217 万人)	170 万人(2008)	ピーク時の 3/4 に減少(162.8 万人以下)	ピーク時の 2/3 に減少(144.7 万人以下)	
II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%(2007)	46.2%(2008)	60%	全ての企業で実施	
	⑤ 週労働時間 60 時間以上の雇用の割合	10.8%(2006)	10.0%(2008)	2 割減	半減	
	⑥ 年次有給休暇取得率	46.6%(2006)	47.7%(2007)	60%	完全取得	
	⑦ メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所割合	23.5%(2002)	33.6%(2007)	50%	80%	
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑧ テレワーカー比率	10.4%(2005)	15.2%(2008)	20%(2010 年まで)	-	
	⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下 (2005)	-	10%	25%	
	⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合	正社員	46.2%(2005)	58.1%(2007)	60%	70%
		非正社員	23.4%(2005)	37.3%(2007)	40%	50%
	⑪ 第 1 子出産前後の女性の継続就業率	38.0%(2000～2004)	-	45%	55%	
	⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3 歳未満児)	20.3%(2007)	21.0%(2008)	29%	38%
		放課後児童クラブ(小学 1 年～3 年)	19.0%(2007)	20.2%(2008)	40%	60%
	⑬ 男女の育児休業取得率	女性	72.3%(2005)	89.7%(2007)	80%	80%
男性		0.50%(2005)	1.56%(2007)	5%	10%	
⑭ 6 歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1 日当たり 60 分 (2006)	-	1 時間 45 分	2 時間 30 分		

※赤色の項目は改善、青色は悪化、黄色は更新できないもの

3. 今後に向けた課題

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2009」では、数値目標等から仕事と生活の調和の状況を把握した上で、今後に向けた課題を以下のとおり整理している。

☆社会的気運の醸成を図るために

- ①高齢者の急増と現役世代人口減少の規模と速さに対応した社会の仕組みづくりに向け、仕事と生活の調和の必要性を再認識し、取組を加速
- ②仕事と生活の調和の意義についての理解の深化に向けた、各主体が様々な規模・業種の企業や国民の各層に対して発信
- ③企業による取組の実効性を確保するための実際に制度を利用しやすい環境づくり
- ④自分の働き方や顧客としての行動が周囲の働き方に及ぼす影響についての配慮

☆仕事と生活の調和に取り組む企業や人を支援するために

- ①ノウハウ・好事例、専門家によるアドバイスの提供やインセンティブの付与等の企業支援
- ②仕事と生活の調和に関する事例や調査などについての情報拠点の構築

☆働くことによる経済的自立の実現のために

- ◇非正規労働者等の経済的自立支援とセーフティネットの拡充
 - ①非正規労働者、子育て中の女性、子育て終了後の女性や母子家庭の母などに対する職業能力開発支援の充実
 - ②離職者の安定した生活のためのセーフティネットの整備などの雇用対策の実施
- ◇若年者の就労・定着支援
 - ①常用雇用を希望するフリーター等を支援するための就職支援や職場定着支援
 - ②学齢期からの勤労観・職業観を育てるキャリア教育の充実
- ◇最低賃金の引上げ
改正最低賃金法や中小企業の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針に沿った最低賃金の改定

☆健康で豊かな生活のための時間を確保するために

- ◇仕事の進め方の効率化の促進
業務の進め方・内容の見直しなど仕事の効率化に向けた取組
- ◇長時間労働の抑制
今後の景気回復期も含め長時間労働を抑制
- ◇年次有給休暇の取得促進
年次有給休暇の「計画的付与制度」の一層の普及・促進

☆多様な働き方・生き方が選択できるようにするために

- ◇仕事と子育ての両立支援
 - ①短時間勤務等の普及
 - ②子育ての社会基盤の整備
 - ③男性の子育てへの関わりの促進
- ◇地域活動への参加や自己啓発の促進
多様で豊かな生き方を実現するための足がかりとして、地域活動への参加や自己啓発の促進

4. 当面重点的に取り組むべき事項

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2009」では、今後に向けた課題を踏まえ、当面重点的に取り組むべき事項を整理している。以下は、主な事項。

☆仕事と生活の調和実現に向けた制度の整備と普及・浸透のための取組

- ①父親の子育てへの関わりや子育て期間中の働き方の見直しを促進するため、改正育児・介護休業法の周知及び同法に基づく企業の取組支援
 - ・ 父親も子育てができる働き方の実現を目指し、“パパ・ママ育休プラス”を導入(公布日(平成 21 年 7 月)から 1 年以内に施行)
 - ・ 子育て期間中の短時間勤務制度、所定外労働免除を義務化(公布日(平成 21 年 7 月)から 1 年(常時 100 人以下の労働者を雇用する事業主については 3 年)以内に施行)
 - ・ 制度の実効性確保のため、苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設(公布日(平成 21 年 7 月)から 3 か月以内(調停に係る規定は平成 22 年 4 月)に施行)
- ②長時間労働の抑制を図るため、改正労働基準法の確実な履行推進
 - ・ 時間外労働の割増賃金率の引上げ(平成 22 年 4 月施行)
- ③企業の取組の見える化を促進するため、改正次世代育成支援法の企業への周知及び同法に基づく企業の取組の支援
 - ・ 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について記載した一般事業主行動計画の策定・届出の義務を中小企業事業主(労働者数 101 人以上)に拡大(平成 23 年 4 月施行)
 - ・ 一般事業主行動計画の公表及び従業員等への周知の義務付け(労働者数 301 人以上の企業)(平成 21 年 4 月施行)(※労働者数 101 人以上 300 人以下の企業は、平成 23 年 4 月施行)

☆仕事と生活の調和に向けた企業の取組の後押し

- ①仕事と生活の調和を推進する専門家の養成
 - ・ 仕事と生活の調和に取り組む企業に対する相談・助言
- ②仕事と生活の調和の取組に必要なノウハウ・事例の効果的提供
 - ・ ポータルサイトやメルマガを活用
 - ・ 研修資料など使いやすい形で提供

☆働くことによる経済的自立に向けた雇用対策

- ①非正規労働者等の経済的自立支援とセーフティネットの拡充
 - ・ ジョブ・カード制度の推進
 - ・ 座学と実習を組み合わせた日本版デュアルシステムの実施
 - ・ 職業訓練期間中の生活保障の実施
 - ・ 非正規労働者就労支援センターを設置し、必要なサービスをワンストップで提供
- ②若年者の就労・定着支援
 - ・ フリーター等常用就職支援事業の拡充
 - ・ キャリア・コンサルティングによるメール相談
 - ・ 若年者等正規雇用化特別奨励金
 - ・ キャリア教育の充実
- ③いくつになっても働ける社会の実現
 - ・ 高齢者の雇用の確保の推進
 - ・ 団塊の世代が活躍できる環境整備
 - ・ 高齢者の多様な働き方に対する支援の充実